

広島県建築士事務所指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づき、広島県知事の登録を受けた建築士事務所及び登録を受けようとする建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び品位の保持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 建築士事務所の開設者等とは、法第23条の規定に基づいて登録を受けた者及び法第24条に規定する建築士（以下「管理建築士」という。）並びにこれらになろうとする者をいう。

(建築士事務所の開設者等の責務)

第3条 建築士事務所の開設者等は、次の責務を負うものとする。

- 一 業務を誠実にを行い、法令に適合しない設計、工事監理及び建築工事の指導監督をしてはならない。
- 二 法第23条に規定する建築士事務所の業務と他の建設業等の業務とを兼務する場合は、建築士事務所の業務と他の建設業等の業務内容とを明確に区分しなければならない。
- 三 業務に当たっては、法第25条の規定に基づき定められた、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）に準拠した適正な委託代金をもって契約を締結し、法第22条の3の3第1項から第3項の規定に基づく以外の契約においても、依頼者と書面による契約を締結するように努めなければならない。
- 四 建築士事務所の業務に必要な事務室、図書、備品等の充実に努めなければならない。

(知識及び技能の維持向上)

第4条 建築士事務所の開設者等は、法第27条の2第3項第3号に規定する建築士事務所の開設者に対する研修を受講する等の方法により、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るよう、努めなければならない。

- 2 建築士事務所の開設者等は、当該建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）について、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図られるように講習、研修の受講等をさせるように努めなければならない。

(登録の申請)

第5条 建築士事務所の登録の申請又は登録更新の申請（以下「登録申請」という。）に当たっては、法令に定めるもののほかに次の書類を添付するものとする。

- 一 管理建築士の専任に関する誓約書
- 二 管理建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- 三 建築士事務所の内部及び外部の写真（正本のみ）

四 建築士事務所の付近見取図

2 登録申請書の提出に当たっては、別表第1に掲げる申請書類一覧及び別表第2に掲げる注意事項に留意すること。

(知事の指導)

第6条 知事は、建築士事務所の開設者等に対し、法令並びにこの要綱に定めるもののほか、必要に応じて指導を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する。